

食品安全委員会企画等専門調査会

(第23回) 議事録

1. 日時 平成30年1月29日(月) 14:00～16:56

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 平成30年度食品安全委員会運営計画について
- (3) 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有田専門委員、畝山専門委員、浦郷専門委員、
大澤専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、小西専門委員、佐藤専門委員、
高岡専門委員、戸部専門委員、長田専門委員、中村専門委員、春名専門委員、
松本専門委員、両澤専門委員、渡邊和久専門委員、渡邊美幸専門委員、

(専門参考人)

原田専門参考人、横田専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員

(事務局)

小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、箆島情報・勧告広報課長、渡辺
リスクコミュニケーション官、池田評価情報分析官、橘評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 平成29年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)

資料1-2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
対象候補の選定の考え方

資料1-3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に

提出する資料に盛り込む事項

- 資料 1 - 4 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 平成30年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）
- 資料 3 - 1 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 4 いわゆる「自ら評価」案件の募集等の見直しについて

6. 議事内容

○川西座長 ただいまから第23回「企画等専門調査会」を開催したいと思います。

本日は19名の専門委員、2名の専門参考人が御出席の予定なのですが、ぼちぼちと始めさせていただければと思います。

食品安全委員会からも6名の委員が御出席いただいております。

4名の専門委員、後藤専門委員、迫専門委員、道明専門委員、宮崎専門委員が御欠席、それから、松本専門委員がちょっと遅れる、あと、有路委員は連絡がないので多分遅れて来られるのではないかとこのところ、今はそういう状況です。

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課です。

資料 1 - 1 が「平成29年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）」、資料 1 - 2 が「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」、資料 1 - 3 が「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」、資料 1 - 4 が「平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」でございます。

資料 2 が「平成30年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）」で、末尾に別紙 1 から 5 まで及び参考 1 から 4 までが添付されてございます。

資料 3 - 1 が「平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」、資料 3 - 2 が「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

資料 4 が「いわゆる「自ら評価」案件の募集時の見直しについて(事務局たたき台)」でございます。

これらが事務局提出の資料でございます。

それから、本日、机前にお配り申し上げたのが鬼武専門委員からの資料でして「いわゆる「自ら評価」案件の募集等の見直しについての意見」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○川西座長 よろしいでしょうか。審議の途中で何か見当たらないということがあれば、

お知らせいただければと思います。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年11月29日の「企画等専門調査会」の資料1-3及びその後提出された確認書を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、また、今の事務局の報告のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、今日の議事に入りたいと思います。

それから、先ほど申し上げるのを怠ったのですけれども、本日、川島事務局長、吉岡評価第二課長がインフルエンザということで、私の研究所でも大分休んでいる状況ですけれども、そのあたりはまた事務局で補っていただいて、何とかというふうに考えております。お大事に。

それでは、議事の「(1)平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」に入りたいと思います。

昨年11月の第22回「企画等専門調査会」では、「残留ネオマイシン摂食による過敏症誘発リスク」、「ウエルシュ菌」及び「アレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価」の3件、これは積極的に取り上げようという声はあまりなかったのですけれども、一応継続審議にしました。今日、その中で案件候補として選ぶもの、あるいは選ばないということにするかの審議をしたいと思っておりますけれども、前回の調査会で継続審議になった3件について、疑問点等々が残っていたかと思っておりますので、そのあたりを含めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○箆島情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の箆島でございます。

それでは、資料1-4、A3の横紙に基づきまして説明させていただきます。

前回、11月29日の議論の際に、A3横紙のNo.1、一番上にあります残留ネオマイシン摂食による過敏症誘発リスクに関して御質問をいただきまして、宿題になっているものがございましたので、まずその説明をさせていただきます。

若干前回のおさらいになってしまうのですけれども、この表の(6)と(10)の関係で御質問がございました。

(6)の関係につきましては、大澤専門委員から、(6)危害要因の情報としまして、下の方の2つのポツ、豪州とWHOの資料が載っておりますが、その内容も含めて食品安全委員会として評価がなされているのか。これは(9)を見ていただきますと、食品安全委員会におきまして厚生労働省からの要請を踏まえて評価中であるということもありまして、そ

ういう御質問をいただいております。

これに関しまして、鬼武専門委員から、一番下でございますけれども、WHOのテクニカルレポートシリーズ (TRS) の911の後に918が出ているのではないかというお話もいただいております。

それから、春名専門委員から、(10)のネオマイシンの食品中の残留基準値ですけれども、哺乳類を中心に記載しておりましたので、家禽類などのほかの記載がないのかということの御質問等をいただいております。

その回答でございますけれども、テクニカルレポートシリーズにつきましては、鬼武専門委員の御指摘がありましたように、911の後に918が出ておまして、これが最新のものでございます。評価書案におきましては、それを参照資料として引用しております。この評価書案につきましては、先週1月23日火曜日の食品安全委員会です承されて、現在、パブリックコメント中のものでございます。

また、豪州の情報につきまして確認いたしましたけれども、過敏症に関する情報はございませんでしたので、評価書案には引用しておりません。

(10) のリスク管理措置等の残留基準に係る記載に関しまして、家禽類はなかったのかということでございますけれども、(10) を見ていただきますと、下の方までずらずらと記載させていただいております。実はこれだけあったのですが、前回は「等」でくくっていたものですから、家禽等につきまして御説明ができませんでした。実際はこれだけあるということでございます。

前回の宿題につきましては、以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの前回の御質問、宿題に関する説明について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

今、食品安全委員会ですパブリックコメントを行っていると思いますが、ネオマイシンの動物薬としての評価書を見ると、ネオマイシンの摂食による過敏症の文献はないという記述があるかと思っておりますけれども、そういうことでしょうか。

○箆島情報・勧告広報課長 さようでございます。前回少し説明させていただきました、今回は申しわけございませんが省略させていただきましたけれども、評価書案には御提案のネオマイシンと過敏症との関係の記述もございまして、ネオマイシンが残留した食品の経口摂取やそれへの摂食によるアレルギー反応や過敏症の報告は確認されていないと記載しておまして、この記載に関しましては、本件の御提案者の方も御了承でございます。

○川西座長 ちょっとしつこくすみませんでした。

ほかに何かございますか。

残留ネオマイシン摂食による過敏症の誘発リスクという意味での課題について、やはりリスク評価してほしい、リスク評価とは言わずとももう少し調査してほしいというようなご意見はありますか。今お聞きしている限りだと、今のところその関係では、途中のものも含めて特段ここで取り上げるようなことはないように私自身は感じましたけれども、いかがでしょうか。

では、この「残留ネオマイシン摂食による過敏症誘発リスク」について、今回取り上げることはないということにさせていただきます。

次に、2番目のウエルシュ菌、これについては特段に宿題等々はありましたでしょうか。

○箴島情報・勧告広報課長 宿題等はございませんでした。おさらいのような形で恐縮でございますけれども、前回御説明申し上げたことをもう一度説明させていただきますと、ウエルシュ菌による食中毒につきましては、皆様既に御存じでいらっしゃると思いますけれども、給食施設や仕出し屋の弁当、旅館、学校、飲食店という大量の食事をするような場所の事案が多くなっておりまして、家庭での食中毒はあまり多くない、比較的少ないという特徴がございます。

ウエルシュ菌の場合は芽胞をつくることから、特に大量調理する施設での衛生管理が課題になっていると認識しておりまして、そういう意味では、本件は衛生管理に係る内容であると理解しているところでございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

これについてはいかがでしょうか。どうぞ。

○大澤専門委員 前回も申し上げましたけれども、これについては事務局の説明どおり、食品そのものとか物質そのもののリスクの話ではなく、取扱いであったりとか、作業上の衛生管理の話であることから、リスク評価には値しないのかなと考えています。

ただし、これも前回申し上げたとおり、当然ながらウエルシュ菌の食中毒が発生しているわけなので、取扱い方法とか、こういうことをすると増殖するとかを、広く平易に注意喚起をするという内容かと思えます。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小西専門委員 同様の発言になりますけれども、平成23年11月24日に出された食品安全委員会のウエルシュ菌食中毒に関するファクトシートを拝見して、その内容と、過去に食

中毒菌としてのカンピロバクター・ジェジュニとか、リステリア・モノサイトゲネスの食品安全評価での情報とそう大差ないレベルまでファクトシートの内容が充実していることから、大澤専門委員のおっしゃるような形での情報発信の問題、コミュニケーションの問題に注力すべきと考えます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

よろしいですか。私もこのファクトシートを確認させていただいて、問題点、正しい保存の仕方等に関してわかりやすくまとめられた資料だと思いました。ということで、今回これをまたプラスアルファとしてリスク評価を取り上げることについては、しないということで、確認したということですのでよろしいですか。

ありがとうございます。

では、3つ目の「アレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価」、これについては事務局から追加的に何かございますか。

○箴島情報・勧告広報課長 また前回のおさらいになるような形で恐縮でございますけれども、少し説明させていただきます。

本件につきましては、過去に食品中のアレルゲンとして御提案いただいたものがございますけれども、そういうものとはちょっと異なっておりまして、要請内容のところ、あるいは危害要因に関する情報とも関係してくるのですが、そこを抜粋するような形で簡単に御説明申し上げますと、特殊なマウスを使って行った実験結果から推測しますと、アレルギー疾患患者がリステリア菌に感染した場合、健常者より少ない菌量で発症、重症化するおそれがあるのではないかということでの御提案と考えられます。この根拠につきまして確認させていただきましたところ、残念ながらまだ論文化されていないということで、科学的根拠という点で必ずしも十分とは言えないのではないかと考えられたところでございます。

また、それを別にした場合、アレルギー性疾患という特殊疾患をお持ちの方がリステリア菌に感染した際の話、つまり感染症の話ではないかということで前回御説明申し上げ、御審議いただいたところでございます。

以上でございます。

○川西座長 事務局からはそういうこと、前回の説明を繰り返していただいたわけですがけれども、これはいかがでしょうか。

確かにアレルギー疾患の患者で食品有害微生物へのリスクが高まるということは考えられないわけではないかと思うけれども、そういう立場で、ではリスク評価をするかということ、ちょっと違う。そういう研究は成り立つかもしれないけれども、食品安全委員会での

リスク評価対象ということではないように私自身は思うところですが、よろしいですか。

これで3件が誰もいなくなった状態になってしまうのですが、いずれにしても3年前からでしょうか、「自ら評価」について、いわゆるリスク評価というばかりではなくて、ファクトシートをつくりましょうとか、幾つかの取扱いの категория に分けて「自ら評価」として取り上げるということを始めましたが、今年度はこの3つとも、それにも当たらないということで、今回の結論とさせていただきたいと思います。

このような内容で食品安全委員会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 報告の体裁等については、私に御一任いただくほどの内容があるわけでもないように思いますが、一応報告するという事ですので、御一任させていただきたいと思います。

前回、鬼武専門委員からも、「自ら評価」の今の募集の方法を含めて少し考えた方がいいのではないかという御意見をいただきました。それは今日の最後に回して、その他のところでもう一回、リビジットといいますか、そうさせていただければと思います。

この予定表では10分間の休憩と書かれていますが、今、休憩をとってもバランスが悪過ぎますので、大変恐縮ですが、次に入らせていただいでよろしいですね。

では、議事の「(2)平成30年度の食品安全委員会運営計画について」の審議に入りたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。資料2に基づきまして、御説明申し上げます。

この資料でございますけれども、新旧対照表になってございまして、右欄が平成30年度の運営計画案でございます。これは、本資料に添付されております参考1の平成30年度予算案、参考2の前回会合における主な意見などを踏まえたものでございます。当課からの説明は、時間の都合もございまして、新しく掲げてはどうかと思われる点を中心に御説明申し上げます。

なお、リスクコミュニケーションに関する事項につきましては、別途、詳しい資料を御用意しておりますので、後ほど情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

資料2の1ページ第1の「(2)重点事項」でございますけれども、最初の「食品健康影響評価の着実な実施」については、前回会合において御報告したとおり、構造活性相関について、平成29年6月30日に評価技術企画ワーキンググループにおいて取りまとめが行われてございますので、これに基づき、リスク評価への活用を検討する旨等を掲げてございます。

3番目の研究・調査事業については、委員会において平成22年12月16日に決定され、平

成27年3月31日に直近の改正が行われた「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」、私どもはいわゆるロードマップと申しておりますけれども、これらの文書を踏まえまして、評価方法の企画・立案等、多様な目的に活用する旨を明確にしております。

2ページの4番目、海外への情報発信等についてでございますけれども、委員会活動の周知ですとか委員会の機能強化といった点のみならず、国際社会への貢献といった観点も重要である旨を掲げてございます。

3ページの第3の「2 評価ガイドライン等の策定」についてでございますが、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを導入することとしております。また、アレルギーを含む食品について、前回会合において御説明したとおり、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいてガイドラインの検討を進めてまいります。さらに、前回会合において御発言があった動物用医薬品の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法、食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進めてまいります。

3の「(2)「自ら評価」の実施」のうち、アレルギー物質を含む食品についてでございますけれども、4ページに掲げてございまして、また、先ほど御報告申し上げたとおり、評価ガイドラインの検討を進めてまいります。

また、卵及び乳に関して、前回会合で御報告したとおり、調査事業で収集等を行った知見を活用し、調査審議を開始いたします。

さらに、麦類及びそば類について調査事業を実施いたします。

「(3)『自ら評価』の結果の情報発信等」については、Facebookでの情報発信等を明確にしております。

「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」については、実施状況の調査及び食品の安全に関する調査等を把握するためのアンケート調査に関する見直しを行ったところでございます。引き続き、着実な実施を図ってまいります。

「第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進」についても、先ほど申し上げたとおり、いわゆるロードマップを踏まえ、着実な実施を図ってまいります。

6ページからの「第6 リスクコミュニケーションの促進」については、冒頭申し上げましたとおり、後ほど情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

8ページの「第7 緊急の事態への対処」については、次の議題においても御議論いただきますけれども、体制の整備及び訓練の実施を着実にを行うことにより、適切な対処に備えます。

また、9ページの「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」については、引き続き、所要の情報の収集等を着実に行ってまいります。

第9「(1) 国際会議等」については、現在のところ、掲げられているような会議等へ委

員等を派遣してまいります。

(3)「海外の食品安全機関等」とは、特に10ページに掲げられているとおり、デンマーク工科大学との文書の締結を検討いたします。

当課からの説明は、以上でございます。

引き続き、冒頭申し上げましたとおり、情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、引き続きまして、情報・勧告広報課から説明させていただきます。資料は、お手元の資料2の後ろに参考、別紙等がついているかと思えますけれども、その中の参考3を使います。A4の横紙の『平成30年度食品安全委員会運営計画』補足資料」、情報・勧告広報課の名前が入っているものでございます。よろしいでしょうか。

1枚おめくりいただけますでしょうか。目次を記載してございます。今回の資料につきましては、資料2の第6のリスクコミュニケーションの促進の関係を現状と課題と対処方針という三段表の形で整理しているものでございます。

改訂のポイントを最初に少しだけ説明させていただきますと、大きくは3点ございます。

1点目は、前回の「企画等専門調査会」の際に御説明申し上げた資料の最後に、デルファイ法を使った結果というものをつけさせていただいておりました。専門委員の方々、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全の担当者の大きく3つのグループに対してリスクコミュニケーションを行う際の優先順位が高いものはどういうことかということをお質問して、整理したものがございます。その結果を、意見交換会を始めとしまして、情報提供の各種ツールの提供テーマに連動させる、要は柱として1本立てるということです。そのデルファイ法の資料はここにはございません。

2点目は、情報提供の迅速性とニーズということをお考えたときに、紙媒体で提供すべき情報は何かということをお検討したいというものでございます。

3点目は、2点目とリンクしますけれども、紙媒体で提供している情報のうち、迅速性が求められるとか、あるいはニーズが高いものにつきまして、ホームページやFacebook、メールマガジンでも提供していきたいというものでございます。

引き続きまして、資料に基づきまして具体的に御説明申し上げますけれども、説明の順番を変えて恐縮ですが、2ページ目の「紙媒体を通じた情報の発信」を開けていただけますでしょうか。ここでは季刊誌と食品安全委員会のPRの冊子、それ以外のパンフレット等について記載をしております。まず、現状のところを見ていただきますと、季刊誌の「食品安全」は年4回出しておりますけれども、その中身はこの6種類、①から⑥という形になっているところでございます。

ただ、課題のところを見ていただきますと、幾つか課題がございます。メイン記事である特集の難易度に幅があるのではないかという話、紙媒体では情報提供時にタイムラグを生じるものがあるのではないかという話、キッズボックスに対してはニーズが高いという

御評価をいただいています。それから、アンケートをしましたところ、紙媒体は不要等の御意見が半数以上見られたことがございますので、発行を見直さなければならない、そういう課題への対応について検討をしたいというのがこのペーパーでございます。

それをまとめましたのが、右側の青のところを書いております対処方針になります。まず、季刊誌を年誌、アニュアルレポートというような形に変えたいというのが1番目でございます。現在、季刊誌の中に入っている①から⑥のうち、①、③、④、⑥をこの年誌に盛り込む形としまして、②のリスク評価の窓は、ホームページにおいてわかりやすく説明したいと思っております。ここはホームページのところでまた後ほど説明させていただきます。④のリスクコミュニケーションの結果につきましても、Facebookやホームページで速やかに情報提供するという形に変えさせていただきたいと考えております。

2番目にキッズボックス、対処方針の真ん中からちょっと下ぐらいにありますリーフレットや冊子で出しているものがございますが、ここはニーズの高さを踏まえまして、掲載頻度を増やすとともに、メールマガジンとも連動させまして、冊子としての配布はニーズのある場所を対象として行うという風に、少し変更していきたいと思っております。

食品安全委員会の冊子につきましては、日本語版、英語版ともに最新版に改訂し、配布してまいりたいと考えてございます。

その他のところでございます。これはパンフレットやリーフレットの問題でございますけれども、ここにありますように、紙媒体での情報提供が効果的である場合において、配布形態も含め、波及効果を検討の上、作成・配布することとしたいということで、効果などを考えていきたいということでございます。

1枚目に戻っていただきたいのですが、続きまして「インターネットを通じた情報の発信」でございます。現状につきましては、Facebookの数字を新しいものに変えただけでございますが、前回とは変わっておりません。課題につきましても、前回御説明申し上げている中身でございますので、対処方針を中心に説明させていただきます。

まず、ホームページですけれども、先ほどもちょっと説明いたしましたが、キッズボックスの記事を充実するという。季刊誌に載っております専門調査会の紹介をわかりやすくホームページの上でも行っていくということ。見やすさ、あるいはわかりやすさという観点から過去の情報を整理していくというのがホームページ関係でございます。

Facebookにつきましては、本年度、投稿指針を定めて、適時・適切な記事を発信するという取組を行っております。大きな柱としては、特に①、②、③の3つがございますので、この3つに留意しつつ、引き続き、適時・適切に行いたいと考えておりますし、3番目のポツでございますけれども、必要に応じまして、英訳の記事を発信するということを考えたいと思っております。

ブログにつきましては、引き続き、食品安全に係るタイムリーな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

メールマガジンにつきましては、月に2回、解説的な記事を発信する読み物版と、食品

安全委員会の活動を週1回発信するWeekly版がございますけれども、読み物版につきましては、効果的な情報発信という観点から、デルファイ法の結果を踏まえるとともに、キッズボックスのテーマと連動したテーマ設定を行いまして、Weekly版につきましては、より見やすいということから簡潔な内容で発信していくようにしたいと考えております。

一番下のYouTubeでございます。これは昨年11月に公式YouTubeを開設しております。自身は、今、食品安全委員会の主催講座でございますので、引き続き掲載していきたいと考えております。ただ、別途、手軽に勉強したいという方のニーズもありますので、コンテンツの作成を検討してまいりたいと考えてございます。ここがインターネットを通じた情報の発信関係でございます。

続きまして、3ページ目「関係機関・団体と連携した科学的な知識の普及啓発」でございます。

現状と課題につきましては、前回御説明申し上げたものと変わっておりませんので、対処方針を中心に説明させていただきます。

まず、主催する講座物、一番左にございますように「精講：食品健康影響評価」と「みんなのための食品安全勉強会」と2つございますけれども、そのテーマ設定に当たりましては、デルファイ法の結果を踏まえることとしまして、「みんなのための食品安全勉強会」では、デルファイ法の結果でありますリスクアナリシスの基本概念を必ず説明すること。それから、デルファイ法におきまして、専門家からの御指摘がございました自然毒による食中毒につきまして、必ず情報提供していくということを考えたいと思っております。

続きまして、高校生や大学生などの若い方への普及啓発になりますけれども、ここはFacebookですとかYouTubeが効果的だと思いますが、それ以外に訪問学習というものを受け入れておりますので、それを積極的に受け入れることで、若者の摂取に見合った情報提供、例えばカフェインの関係について御理解いただくようにするとか、そういうことを引き続き行いたいと考えております。

次が、連携して行う意見交換会でございます。まず、リスク管理機関との連携の部分につきましては、現在、厚生労働省や農林水産省、消費者庁と連携して行っておりますけれども、テーマごとに食品安全委員会の立場を明確にして、必要な情報提供等を実施していきたいと考えております。

昨年、こども霞が関デーを消費者庁と初めて共催いたしましたので、これも引き続き行いたいと考えております。

地方公共団体、マスメディア・消費者団体・事業者団体・関係職能団体との関係につきましては、最初のポツですけれども、食品安全委員会が対応できる意見交換会や講師派遣の内容をメニュー化してお伝えしていきたいと考えてございます。今、御要望を踏まえて対応させていただく部分もございますけれども、そうした場合に、私どもが御説明し、理解いただきたい内容とご要望のテーマとの間に若干ずれが生じることもありますし、ある程度プッシュ型で提案させていただいた方が効率的・効果的にできるのではないかと

ことから、メニュー化等をしていきたいと考えております。

2番目のポツでございます。知識の伝え方についてもということでございますが、ここは地方公共団体と連携して行うような場合が特に該当してまいりまして、地方公共団体自らもリスクコミュニケーションを促進していただくためには、意見交換会において伝え方についてもお伝えし、それに踏まえて取り組んでいただくことが重要だろうというのがこの中身になってございます。

3番目は、リスクアナリシスの基本・概念についての資料を提供して、実地で活用していただけるようにしていこうというお話です。

4番目は、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品安全に関する教材（副読本）の作成ということでございます。先生方がお忙しいのは十分理解しておりますので、先生方が指導の際に気軽に使えるようなものをつくっていききたいというのが4番目の中身になってございます。

最後は学術団体でございますけれども、引き続き、関係学会の専門性に応じまして、発表と連動したブース展示を行いたいと考えているものでございます。今年度におきまして行いましたように、リスクアナリシス講座を2つに分けるとか、そういう大きなものではございませんけれども、冒頭申しました3つの観点から、次年度について意見交換会あるいは情報発信について取り組んでいきたいというものでございました。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、まずは、運営計画を主体にした質問ということではいかがでしょうか。はい。

○有田専門委員 有田です。資料2の重点事項の①のところで質問です。(Q)SARについて「新たな時代に対応した評価技術の検討」ということで書かれているのですが、(Q)SARについてはまだ化学物質の評価には使えないということも聞いています。十分に活用できるということで(Q)SARをここに入れられたのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○吉田評価第一課長 御質問どうもありがとうございます。ここに書きましたことは、昨年6月30日に評価技術企画ワーキンググループで決定された今後の新しい評価技術をリスク評価に応用していくという報告書がございまして、これに基づいて、来年度以降も対応していきたいということでございます。

その中で、委員御指摘のとおり、(Q)SAR、リードアクロスなどをこれから検討していこうとしているわけですが、大きく2つ問題がありまして、1つはデータベースが十分なものであるのかどうかということと、それを使った評価支援ツールが食品のリスク評価に使

えるのかという、その2つの問題が短期的な問題として挙げられております。

したがって、30年度につきましては、その中でもデータベースが揃っていると言われている遺伝毒性などを中心に、評価支援ツールがこういった形で食品のリスク評価に使えるのかということの検討を進めていく。それから、そのほかの反復投与毒性であるとかそういったものについては、データベースの更なる拡充であるとか、そういったようなことなども検討が必要と考えておりますが、そういったことを調査事業あるいは研究事業なども併せて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○川西座長 よろしいですか。今日、今までの動物試験等でわかることが(Q)SARですべてわかるかということ、そこまでのことはないのですけれども、そのためのベースを今まさに完成させようとしている。特に遺伝毒性に関しては、整理されている部分は相当整理されつつあるのではないかと聞いておりますが。

○有田専門委員 (Q)SARについては数年前からリスク評価で非常に期待をしていたのですが、まだ十分に使えないという報告を昨年ぐらいに聞きました。化学物質の有害性評価でそういう報告もありましたので、どの程度評価に使えるとお考えになって取り入れられたのかと思い、質問させていただきました。

○川西座長 山添先生。

○山添委員 御質問をいただいて、ありがとうございます。

従来、毒性の評価というのは、ある一つの化合物について言いますと、その化合物についてのデータを集めてきて、それで評価をする。ただし、それは再利用するという考えは全くなかったのですね。たくさんものをこれまで評価してきた結果、先ほど吉田課長からもありましたように、データベースとして整備をするという話がありました。そういうことでデータを蓄積したものを使って、従来では完全に網羅できないところ、資料が欠けているようなものについても、そういうデータベースを使って保管することで迅速化を図って評価をしていこうということで、まるっきり(Q)SARだけに依存するという考え方ではなくて、補完をするということで使っていきたいというのが主な趣旨であります。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに資料2に関して、いかがでしょうか。

ちょっと私から、3ページ目の「2 評価ガイドライン等の策定」で、本文が「また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する」となっていますけれども、これは事務局内で使うためのシステムということで、一般の方が使うということではないのですか。

○吉田評価第一課長 御指摘どうもありがとうございます。このことにつきましては、今後も引き続き検討の余地はあろうかと思いますが、当面ここに書きました内容は、これまで事務局で評価書をつくる際には、ハザードごとに事務局の各担当が評価書案をつくって、食品健康影響評価の作業をやっていたという実態がございます。ただ、ハザードを越えても毒性プロファイルが似ているとか、あるいは過去の評価で参考になるという事例は実はたくさんあるわけがございます。そういったものをまずは事務局の中でより効率的に参照できるようにするためには、過去の私ども食品安全委員会で評価しました評価書をデータベース化したしまして、それで一定の要件を満たすものを迅速に検索し、まずは事務局の中の評価書案づくりを効率的にできることを目指す形で、この事業を進めているということでございます。

セキュリティの問題とかの課題は多々ございますので、それをどう発展させるかは引き続きの検討でございますが、まずは事務局の中で評価書案を効率的に作成するために、この事業を進めているという状況でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。有田専門委員。

○有田専門委員 同じところなのですが、「農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進める」と書かれているのですが、農薬取締法の関連で、多分、今までの評価方法と変わってくる可能性があり、その関連を考えてということなのではないでしょうか。

○吉田評価第一課長 御指摘どうもありがとうございます。まず、御質問の趣旨にストレートに答えますと、ここに書いている内容については、一義的には従来から私どもとしては評価ガイドラインをつくるということがこれまで求められていたわけがございます。それで、動物薬とか飼料添加物などの評価ガイドラインは調査会での議論が進んでいる状況でございますが、農薬についても、まだ調査会までかかってございませんのでこういう表現ぶりになっておりますが、一般的な評価ガイドラインの策定を進めていきたいという趣旨でございます。

ただ、その中で、今、委員御指摘のとおり、農薬については農薬取締法の改正に向けて動きがあると承知しております。したがって、その動きによりましては、当然この評価指針を急いで策定する必要は出てくるだろうと思っておりますので、そういう意味では、農薬取締法の改正が行われれば、必ず早急にこれをつくらなければいけないという認識のもと、来年度の計画に基づいて鋭意対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川西座長 よろしいですか。
どうぞ。

○鬼武専門委員 評価ガイドラインについては、私が前回御要請させていただいた件でありまして、食品安全委員会が2003年にできて、微生物の評価ガイドラインとか各種ガイドラインをつくっているのですけれども、その中で、旧来ほかの省庁で評価指針というものがあって、こちらでまだ公になったガイドラインがないので、それは早急につくってもらおうという趣旨で私は要請して、この中に前回、両課長(評価第一課、評価第二課)から各種ガイドラインということで、特に農薬と動物用医薬品については評価ガイドラインを早急に検討したいという回答をいただいたと私は理解しています。

○川西座長 ありがとうございます。
ほかにございますか。どうぞ。

○吉田委員 農薬を担当しております吉田です。

今、課長からお話がありましたように、農薬担当としても鋭意努力をして、良いガイドラインをつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。期待しております。
ほかにございますか。

個人的に聞けばいいことかもしれませんが、10ページ目の「海外の食品安全機関等との連携強化」で、デンマーク工科大学との協力文書の締結とあるのですけれども、私はデンマーク工科大学が何に強いかというのを知らないのですが、これは何を目的としたものなのでしょうか。

○松原総務課長 デンマークにつきましては、薬剤耐性菌の分析等に強みをお持ちであると承知しています。

また、これまでもワークショップを協力して企画したという経緯がございます。そういったことも踏まえまして、今般、より体系的な形で協力を恒久化していこうということで文書の締結を考えているものでございます。

○川西座長 これはもちろん政府機関ではないわけですね。

○松原総務課長 政府機関ではございませんが、デンマークにおきましては、政府の中で主として食品健康影響評価を担う機関はなく、デンマーク工科大学が、中核的な大学の一つとして事実上そういった機能を担われていることから、同大学と文書の締結を検討する

という形になっております。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、資料2はまた何かございましたら、そのときでも結構ですけれども、リスクコミュニケーション関係で、私は説明を聞いていて非常に充実してきているなど感じさせていただいたのですが、それでもこういう工夫をしたらというような御意見等々があれば、いかがでしょうか。先ほどの資料3を中心とした御説明について、何か質問あるいは要望。どうぞ。

○両澤専門委員 お願いいたします。リスクコミュニケーションは、本当に充実させていただいて心強いなと思いました。ただ、私の身近な一般消費者の中では、まだまだ科学的な知識の更新がなかなか進まずに、天然のものが安全で、化学合成されたものは危険であるという考え方が本当に当たり前のようにあります。

ですので、これは学校教育の副読本にすごく期待するところなのですが、若いうちに学校現場で、分子構造が同じならば同じ物質なのだよというところをどこかできちんと抑えないと、なかなか科学的知識の更新が進まないし、リスクコミュニケーションもなかなか深まらないような気がします。家庭科の先生たちの中でもそのように認識している方は少数だと思いますので、副読本の中で押さえていただけるものかどうかはわからないのですが、非常に期待したいところですし、学校現場にも働きかけていただけたらいいなと思います。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今の御意見について何かコメントはございますか。ちょっとそこまで食品安全委員会がという部分中にはあるかと思えますけれども、科学的な基本的な部分をとということになるかと思えます。この副読本、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品安全に関する教材というのは、そこまでのことは恐らく想定していないのではないかと思うところですが、これはあくまで教師用の副読本ということなのではないでしょうか。

○箆島情報・勧告広報課長 さようございます。先生方は特に忙しいということで、前回、委員からお話があったので、使っていただいて、より効果的・効率的に生徒さんにお話いただけるような資料が求められるだろうということから、今回、こういう取組を行いたいと考えているものでございます。

それ以外につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、YouTubeとかで10分とか15分ぐらいのもので比較的手軽に学べるものをつくって、動画を見ていただくということも兼ねていきたいと考えておりますし、中学生、高校生ですと、訪問学習という形で食

品安全委員会に来ていただいた際にわかりやすく説明するなど、できるところから取り組んでいきたいと考えております。

○川西座長 はい。

○両澤専門委員 すみません。身近な方たちと話しているとなつ焦ってしまうものですから、このような意見を出してしまったのですが、本当にいろいろな形でどこかで振れながら、リスクコミュニケーションを進めていただければと思います。

以上です。

○川西座長 有田専門委員、何か。

○有田専門委員 いろいろな形で改善されながら進めているということは理解しているのですが、1990年代の初めからリスクコミュニケーションに関わってきた者としては、「情報発信」が「リスクコミュニケーション」というのが気になります。本当の意味のコミュニケーションというのは、情報発信するだけではなく相手の意見も受けとめて意見のキャッチボールができるということだと考えています。キッズのところにわかりやすい情報を発信しながらもコミュニケーション能力が高くなっていくような形がとれるということが一番望ましいかと思いました。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○渡邊（美）専門委員 2ページ目で「キッズボックス（リーフレットor冊子）」と書いてあるのですけれども、私は7年ぐらい食品安全モニターをやっていたのですが、初めのころにDVDかCDかわからないのですけれども、ぜひ使ってくださいみたいなことで送られてきたのです。家で探したのですけれどもなかったのですが、もうそういうものは作らずに、そういう場合はYouTubeを見てくださいということに今はなっているのでしょうか。

○箆島情報・勧告広報課長 DVDはまだ引き続き貸し出しを行っておりますけれども、DVDはどうしても借りられた方、あるいはその周りの方という形で見る方が限定されてしまうのですが、YouTubeですともっと多くの方に見ただけの可能性ががあります。そういう意味では、YouTubeの効果、見やすさという点で資料をつくっていきたいと思っています。

ただ、DVDは既存のものがありますので、そこは今、切り張りするなりして、見やすいものをつくっています。

○渡邊（美）専門委員 では、もし、借りたいのだけれどもという場合は、食品安全委員会に言えば貸し出しがされるということですか。

○箴島情報・勧告広報課長 さようでございます。ホームページにございまして、そこでクリックしていただいて、お申し込みいただければ、お貸しする形になっております。

○渡邊（美）専門委員 わかりました。

○川西座長 ほかに。

では、浦郷専門委員から。

○浦郷専門委員 情報発信というのはすごく大事なことだと思います。今回、紙媒体の情報を少し変化させて、あとはホームページとかFacebook、メールマガジンなどを充実させるという計画になっていて、とてもいいと思います。

情報をとにかく知ってもらうために発信するというのはとても大事なことですけれども、受け手側の消費者は、情報が多過ぎると、何を受け取ればいいのか、また選択するのが難しくなってきたり、情報があり過ぎるとキャッチができなくなってしまう。自分の興味関心のあることは受け入れるけれども、あとのものはみんなスルーしてしまうということがあります。でも、やはり確実に受け取ってほしい情報というのはあると思いますので、そこら辺、きちんとキャッチしてもらえよう工夫をしていただきたいと思います。

それにはやはり、ぱっと見て見やすいとか、読みやすいとか、わかりやすいというのはすごく重要だと思うのです。キッズボックスがとても人気があったというのは、やはりとてもわかりやすいし、誰もが読みやすいというのがあったからだと思います。そこら辺のところを何とか工夫して、皆さんに情報をキャッチしてもらおうようにしていただきたいと思います。

それから、YouTubeにしても、YouTubeに上げたからということで、こちらから発信したことになっても、それを見てもらわないことには伝わらないというところがありますので、YouTubeに上げているよということをいろいろなところで発信してもらおうような工夫もお願いしたいと思います。

以上です。

○川西座長 何か今の御意見に対して。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。御

発言を踏まえまして、より使っていただける、見やすいという観点から取組を深めてまいりたいと思っています。

あと1点、Facebookの関係で、昨年から投稿指針を定めて取組を強化しているわけですが、対処方針のポツを見ていただきますと、2番目のところに出す内容としまして、機動的対応が必要なもの、例えば食中毒案件で死者が出たとかいうものは関係省庁と連動して速やかに出すようにしておりますし、季節性がある注意喚起、例えば夏場でしたらかびだとか、あるいは食中毒が始まったとか、秋であれば毒きのこの関係、冬であればノロウイルス、春であれば山菜の自然毒の関係でありますとか、そのような注意喚起を行うことも心がけております。

繰り返しになりますけれども、今の浦郷専門委員の御指摘等も踏まえまして、より見ていただける、よりわかりやすくといった観点から発信等を心がけたいと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

では、鬼武専門委員。

○鬼武専門委員 リスコミの今後の対処方針のところ、多分、リスコミでしょうからインタラクティブ、双方向型を目指してホームページ、ウェブ上でそのようなことができるような検討をお願いしたいと思っております、お金はかかるでしょうけれども、そういうこともぜひ将来的には予算をとってやっていただきたいのです。専門調査会をわかりやすく紹介したページの新設ということで、これは今、全部があるかどうかわかりませんが、EFSAは専門調査会のところは大体、チェアの人が黒板に書いて、例えば食品と接する容器包装材とはどういう意味かとか、3分ぐらいの動画がウェブ上に出ていると思うのです。向こうは英語ほかEUのオフィシャル全ての言語に対応していましたが、我々が見ても結構わかりやすいので、そういうものもぜひ検討していただきたい。前にそういうものの活用とか、インフォグラフィックで見せやすくしたらいいと提案をしたのですが、予算の関係があるということもあったのでしょうけれども、先ほどの見やすいということであれば、そのようなインフォグラフィックを使ったりして、今世界にどれぐらい食品媒介の疾病が蔓延しており、その中で食品安全委員会がこういうことをやっているというのもわかるようにしていただければと思っております。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箆島情報・勧告広報課長 アドバイスをどうもありがとうございます。やはり短くかつ分かりやすくということが人を引きつける一番のポイントでもありますし、かつ、しっかり

とした内容を備えていなければいけないというのがありますので、まずは次年度につきましては、短くして、どのような形の内容にしていけばいいのかというようなところからなるかもしれませんけれども、少し研究といたしましょうか、内容を考えまして、より充実していくことを考えたいと思います。その際にはまたアドバイスをいただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○川西座長　どうぞ。

○堀口委員　事務局は非常によくいろいろ考えてくださっております、どうもありがとうございますといつも思っております。

今、鬼武専門委員から双方向のお話が出ました。あと、消費者に直接届けるという、その情報をキャッチするということも出ましたが、食品安全委員会の限界というのもありまして、今回、3ページ目に書いてある対処方針の連携の(3)ですけれども、知識の伝え方についても、要するに食品安全委員会から参加者に提供するというところで、私たちが消費者個人個人に情報を届けるというだけではなく、誰かを介して情報が届いていくというところを今割と熱心に考えてくださっています。それが地方公共団体、メディアの方々との意見交換、または学校の先生方、栄養教諭の先生を中心としておりますが、その方々を介して次にたくさん情報が伝わっていくと考えております。私たちが直接消費者の方々とは対話をしていくには、1年間で一体どれぐらいの人数かということ、かなり少なくなってしまうのですけれども、どうやってその次の次へとつなげていくかというところで頑張ってお考えもらっています。

双方向になったときには、リスクコミュニケーションのあり方を検討したときに、金川先生からリスクコミュニケーションのステップの図が示されていたと思いますけれども、一つ一つの媒体に限界があることをこちらでも認識しておりますので、地方公共団体の方々や関係団体の方々が直接消費者に対してだったり、情報提供されるとき、こちら側はなるべくサポートについて、正確にわかりやすく伝えられるようにというふうに考えております。

以上です。

○川西座長　ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○有田専門委員　先ほど私は情報伝達は重要で、これまでも改善されてきていて、その上でということ、リスクコミュニケーションについて話しました。食品安全委員会の方が全ての場所には行けなくても、情報発信全体の中のどこかでリスクコミュニケーションを行っていると思っています。しかし、この資料の全てがリスクコミュニケーションではな

いと思います。

食品安全委員会が考えるリスクコミュニケーションが誤解されかねないと受けとめましたので発言しました。

リスクコミュニケーションのあり方についての誤解が拡大しないで欲しいということです。

○川西座長 事務局側から何かコメントございますか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 アドバイスどうもありがとうございます。リスクコミュニケーションという言葉の持つ意味、使い方というのは一つあるかなと思っていて、例えば、学校教育関係者の方々、栄養教諭だとか栄養士の方々、これは地方公共団体と共催してやるのですけれども、そういう場合は意見交換会という言葉を使っておりまして、確かに、食品の安全性等について御説明し、御質問をお受けするのですが、必ずしもリスク評価の内容中心ではなく知識の普及が中心の場合がありますので、リスクコミュニケーションという言葉はあまり使ってはおりません。

ただ、一方で、食品安全委員会がリスク評価したものについてパブリックコメントを求めたり、評価後に理解を深めていただいたり、共考いただく際には、双方向性が重視されますので、リスクコミュニケーションという言葉を使っております。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○戸部専門委員 直接リスクコミュニケーションに関わることでなくてもいいですか。

○川西座長 いいです。今の議論と全く関係ないというのはあとに回していただきたいけれども、今の議題に関係することでしたら。

○戸部専門委員 わかりました。

平成30年度の食品安全委員会の活動の中で一番力を入れられることが何なのかなと思って、運営計画と参考1の予算及び定員審査結果の概要を見ました。予算を見ると、予算の概要があって、その次に主要事項で「差し迫る課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化」というのがあって、6億450万円ということなのですけれども、どの対象なのかというのを見ると、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度ということなのです。これを基にこちらの運営計画を見ると、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度に関わる部分でどこが30年度の主要なのかという、その差し迫った感が運営計画の中で見つけられなかったのです。

なので、運営計画のどこに該当するのかということをお伺いしたいです。食品安全評価結果に関しての意見を聞くようなところがリスクコミュニケーションという位置付けだとお伺いしましたが、そういったことが平成30年度に食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の体制強化とか、あるいは評価についてリスクコミュニケーションの中にも計画されているのかどうかとか、その辺のお話をお伺いできればと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。

○吉田評価第一課長 御指摘どうもありがとうございます。確かに来年度の予算要求の関係で申し上げれば、喫緊の課題に対応したリスク評価を行う体制の強化ということで、食品衛生法の改正が予定されておまして、その中で食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入を提案するような改正法案が国会に提出されようとしている状況でございます。

それをこの30年度の運営計画にストレートに書きにくかった面が実はございまして、入っている部分という意味では、個別の食品健康影響評価を行うための専門調査会等をしっかりやるでありますとか、評価ガイドラインなどの策定を今後進めていくとか、そういったようなところがございます。

ですので、例えば2ページの真ん中あたりの第2の(3)でありますとか、あるいは3ページの第3の真ん中あたり「2 評価ガイドライン等の策定」というところに入っているわけではございますけれども、まだ法案が出ていないということもございまして、30年度にガイドラインが完全にできるのかどうかというのもちょっとあったりしますし、個別の評価の分がどれぐらい来るかも、法案の内容によるところがございます。体制としては当然強化されてくるわけですが、そこについては調査会での審議の強化あるいはガイドライン策定の強化で対応できるのではないかとということで、あえて明示的には書いておりませんが、そういう形で考えているところでございます。

○川西座長 よろしいですか。これはなかなか鋭い質問だなと思って聞いていて、鋭い質問なのだけでも、答えにくい質問なのだろうなど。答えにくいというか、どこかに書けと言われても、なかなかクリアに予算要求のところとこういうものとのリンクがしにくい。どうぞ。

○戸部専門委員 例えば、運営計画の3ページの一番下の「『自ら評価』の実施」というところで、続けて4ページに行くのですが、器具・容器包装を含む食品中の鉛の食品健康影響評価というもの、これは19年からずっと続けておられるということなのですが、そういったことに対して、技術的な難しさはおいておいて、例えばポジティブリスト制度の関係からこの辺の調査審議が早く進むとか、そういうことにあらわれてくるのであれば、

なるほどと思うのです。何かその差し迫る課題という差し迫った感がどこかにあると納得なのですけれども、私の払った税金はどこに使われているのだろうと思って読むと、ちょっとどうかと思いました。

○山添委員 1ページの「(2)重点事項」の①で新しい技術のところが記載されていますね。器具・容器のポジティブリスト制になってきますと、実際にはポリマーですね。ですから、いろいろなタイプでエステルの種類が違ったりとか、いろいろなものが一部可食部といえますか液体の部分に溶け出てきて、そのものの安全性がどうなのかということの評価しなければいけないことになります。

そのときに全部の化合物、個別のデータはないのだけれども、そのグループと同じものに類するようなものが既存のデータとして存在する。そういうものを使って新規の物質で同じグループにあるものをどのように評価していくかということをしていかないと、たくさんの種類のものが出てきて、個々そのものに対するデータを微量のものについて実施するというのはすごくコストになるわけですね。そういう場合に既存のものをうまく利用して、そういうデータで少なくともこれ以下の毒性しかないということがわかるのであれば、そういう数値を利用して定量的に評価するなど、そういう技術を持ち込んでたくさんのポジティブリストになったものを解決していくのも一つの方法だということがあって、それも実データとともに一緒にやっていくことになる。その技術はちゃんと確立しなければいけないので、新しい技術というふうに御理解いただければいいのかと思います。

○戸部専門委員 ありがとうございます。とてもよくわかりました。

ということであれば、ここの重点事項とこの予算を要求のところとのつながりということで、今、御説明いただいたようなことが表現されていれば、ああ、なるほどと思いますし、もしかしたら6億ではなくて必要であればもっと多くの予算が充てられるかもしれないと思って。

○山添委員 ありがとうございます。

○戸部専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○吉田評価第一課長 委員御指摘のとおりでございますので、第1の「(2)重点事項」のところに、書きぶりは検討させていただきますけれども、器具・容器包装などの食品衛生法等の改正を踏まえるとか、そのような形の言葉を挿入することをここで検討させていただきたいと思います。

○川西座長 では、この重点事項の中に項目を新たに1点。

○吉田評価第一課長 恐らく(2)の①の表現の中に、そういう背景があるという部分を少し加えさせていただいて、実際にやることは情報収集、調査、評価方法の検討とか事務局体制の強化、それに変わりはないのですけれども、その背景的な御指摘の部分を少し反映させたような形で表現ぶりを直す方向で検討させていただきたいと思います。

○川西座長 では、それは予算と整合性をとるために書き加える。これは順序としては、もう既にこの予算がとれているから、それを書き加えたからといって予算が増えるという話ではないけれども、外への説明としては好ましいことだろうと思いますので、ありがとうございます。

ほかに何か。どうぞ。

○長田専門委員 ありがとうございます。

消費者団体との意見交換の場もつくっていただいている、最近は数名、5名以内とかということでもいろいろ情報をいただく機会をいただいているのです。そのときに思うのですけれども、私どもの仲間5人がお話を伺ったものを会員に伝えたいと思うときに、大量の情報を全国にいる会員にそのまま渡すというのはなかなかできない。それから、残念ながら、まだインターネット環境が全くない会員もいっぱいいて、大層アナログな人が多いということで、参加者が機関誌等に簡単にまとめたものを提供したりすることがあるのですけれども、Facebookなどで食品安全委員会が普通に流していらっしゃる文書はなかなか難しいのですね。

例えば、受験生の皆さんにカフェインについての情報提供などはずっと平易な感じに書いてあって、ポイントだけが書いてあっていいなと思うのですが、あのくらいの感じの何か意見交換会をやった後にまとめたものとかを御提供いただけると、それをそのまま機関誌掲載とかということが、私どもの団体でもありますし、各県にある婦人会もみんな機関誌を出していますので、そういうところへの掲載も可能になるなと思ったりしていて、ちょっと御検討いただけたらいいなと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

○渡辺リスクコミュニケーション官 自治体との意見交換会とかを開催するごとに、Facebookでこういう風に参加いたしましたよということで報告しておりますが、概要報告などにおきましても中身をわかりやすく、かみ砕いて報告してほしいということでござい

ますね。これまでは開催について報告しておりましたが、今後の掲載について、ちょっと考えてまいりたいと思います。

○川西座長 ほかにございますか。

○神村専門委員 先ほど浦郷専門委員のお話の中に、確実に届けられる情報というお言葉がありまして、そこは大事なことだと思ったのですが、食品の安全などに関わる情報については、本当に緊急性もあったりして確実に届けたい情報と、それから、個別にそういう情報が欲しいなと思って受け手が探しに来る情報があると思います。今、インターネット上で探す場合に、わざわざ食品安全委員会を探す方はあまりいらっしゃらないのではないかと現状思います。その場合、ネットで探すと、どうも困ったような、不適切ではないかと思われるような商品情報なども随分出てくるわけです。その中で、更に国民、受け手側が正しい情報を得るには、食品安全委員会というものがあるのだよと、そのあたりからまだまだ知られていないのではないかと考えております。

あとは、いろいろな会を催されたり、いろいろ企画もあるのでありますが、地方におりますと、ほとんどそれに接することはないと思います。それはさておいて、ネット上で情報を得るときには、食品安全委員会からとれる情報をもっととりやすいようにしていただきたいし、先ほどのお話のように、例えば、スポーツをやる人が関心の持てるような情報、それから受験生というお話もありました。あと、妊婦さんにとって大事な情報のセットはこれよとか、何かもう少しアトラクティブな、これを見てみたいというような題名の付け方があってもよろしいのかなと考えております。

とにかくこちらが届けたい情報と向こうが欲しい情報のアクセスの良さというところ、その2つが大きいところではないかと考えておりますので、お考えいただければと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○箆島情報・勧告広報課長 御指摘ありがとうございます。やはり食品安全に関する知識を増やしていただくということにどう取り組んでいくかが大事だと思っておりますが、残念ながら私どもは出先がないものですから、インターネットを中心とするような、あるいはSNSだとかそういう手段が中心になってきてしまうという問題もあるかとは思っております。

ちょっと話を変えてしまうのですが、今、消費者庁で食品安全の関係のQ&Aを统一的に提供するサイトがございまして、そこで「食品安全委員会」をクリックすると、食品安全委員会のホームページあるいは該当のところでもう少し詳しく見ていただけるという

ような仕組みもございます。

食品安全委員会も、そういう意味ではいろいろな方々に情報提供したいということで、例えば「お母さんになるあなたへ」ということで、妊婦さんを対象に気をつけていただきたいこと、知っておいていただきたい情報も提供しておりまして、また近々その内容をアップしたいと考えております。

ただ、どの範囲の方にどのような情報をお伝えしていけばいいのかという点で、やはりマンパワーとの関係があってちょっと苦慮している点もございますので、アドバイスをいただければと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○大澤専門委員 リスコミの話についてです。まとめていただいた内容は、伝える相手のニーズを捉えて対処方針をつくられているということで、非常に評価したいと考えております。

先ほど堀口委員からもありましたとおり、食品安全委員会に何でも実施してもらおうというの私はいかななものかと思っています。食品安全委員会が直接、各カテゴリーのターゲットに向かっていろいろ考えながらやるというのも大事かもしれませんが、3ページのポツ4つにある様に内容をメニュー化して、パッケージにして出すとか、伝え方を教えるとか、そういうことをやりながら、伝えた相手がまた第二の発信者になって、第二の発信者の対象のカテゴリーに対してどう伝えていくのかというのを考えていただくとかの方向に行けば、より知見が広がっていったり普及や啓蒙になるのかなと考えます。

今まで発信という言葉が多かったと感じていましたが、今回これが入ったことで、より広がりとか普及・啓発に対して期待が持てるなと思います。また、この部分については充実していただきたいなと思います。意見です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、そろそろこの運営計画関係に関してはまとめたと思います。いろいろ有益な御意見をいただいたかと思えます。ただ、この運営計画の新旧対照表の案の部分への変更という点では、先ほどの御指摘で、予算でとれたもの、これを反映させるという重点項目の「①食品健康影響評価の着実な実施」のところを少しプラスアルファするということの変更以外は、特段にこの計画そのものを変更したらというような御指摘はなかったかと思えます。ここの部分はまた修正していただいて、確認させていただくという形をとりたいと思います。

それ以外に関しては、今、さまざまな御意見をいただいて、それをまた平成30年度の食

品安全委員会の活動の参考にさせていただいて、活動いただければと思います。

付け足しとして私が先ほど気づいたことですが一つ指摘させていただきます。参考3というのはあくまで参考資料のようですが、3 ページ目の右側のカラムの一番下の学術団体のところ、「引き続き、関係学会の専門性に応じにおいて」というのは日本語としておかしいので、修正した方がよいかと思います。いずれにしても、運営計画の先ほどの重点項目の1 番目を改変することは前提として、一応、運営計画を基本は皆様お認めいただいたということでよろしいですね。

では、これに関しては食品安全委員会に報告させていただくということで、先ほどの改変するという部分は一度確認するステップを踏むということ。それ以外の御意見については、実際に平成30年度、運営するに当たって参考にさせていただければということでよろしくをお願いします。

それでは、あの時計で43分、ちょっと中途半端ですけれども、そこまで10分間の休憩をとらせていただきます。ありがとうございます。

(休 憩)

○川西座長 それでは、ぼちぼちと再開させていただければと思います。

議事の「(3)平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」の審議を始めさせていただければと思います。

では、事務局から資料等の説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。

食品安全委員会におきましては、緊急時対応訓練実施手順書に基づき、毎年度、緊急時対応訓練を実施してございます。実施した訓練の結果等については、当専門調査会において検証いただき、報告書として取りまとめていただくこととなっております。また、前年度の訓練結果と併せて、次年度の訓練計画案についても、当専門調査会において審議いただいているところでございます。

資料3-1がこのうちの報告書案でございます。2 ページからが実施した訓練の内容でございます。実務訓練及び確認訓練が行われているところでございます。

まず「1 実務研修」のうち「(1) 緊急時対応手順研修」につきましては、昨年4月6日に本研修を過去に受講したことがない者を対象に、緊急時対応の枠組み等に関する説明等が行われてございます。

「(2) 情報発信研修」でございますけれども、昨年10月16日に係長級の職員のうち、情報・勧告広報課の者及び本研修を過去に受講したことがない者を対象に、ホームページ等管理担当者が不在のときに緊急事態が発生した場合においても情報の提供を行えるよう、その方法について説明等が行われてございます。

「(3) メディア対応研修」についてのうち、基礎講義につきましては、3 ページに掲げられているとおり、昨年11月13日に委員及び事務局職員を対象に、産経新聞の方をお招きし、報道関係者の行動様式等に関する講義などを行っていただきました。

また、実践研修のうち「ア メール研修」については、昨年11月13日から20日にかけて、事務局職員を対象に電子メールで課題を配信し、Facebook記事を作成させるなどいたしております。

「イ 情報提供研修及びメール研修講評」については、昨年11月27日に委員及び事務局職員を対象に、4 ページに掲げられているとおり、その場において、例えばブロックの組立方法に関する説明資料を作成するなどとともに、「ア メール研修」において作成した記事の講評を受けるなどいたしております。

「2 確認訓練」についてでございますが、昨年12月21日に委員及び事務局職員並びに消費者庁、厚生労働省及び農林水産省職員も対象に、4 省庁において共同で行われました。

5 ページに掲げられているとおり、危害因子を腸管出血性大腸菌O157、原因食品を冷凍生ソーセージ加工食品とするとともに、厚生労働省、地方公共団体等から五月雨式に事実の発表が行われるという設定の下で行われましたが、研修の対象者は、当初、設定の詳細を承知していない中で適切な対応に努めたというものでございます。

6 ページの「II 訓練結果の検証」のうち、1の「(1) 緊急時対応手順研修」については、アンケートによると、おおむね適当であるという結果でございましたけれども、関係府省の動きについても説明が行われるべきである旨の意見もございました。

「(2) 情報発信研修」については、同様に、おおむね適当であるとの結果でございました。

「(3) メディア対応研修」については、同様に、おおむね適当であるとの結果で、特に講師による講義は例年より食品の安全に直接関係する話題が多かったためか高評価である一方、リスク評価機関としての姿勢を明確化すべきである旨の意見もありました。

「ウ メール研修」については、農薬を取り上げたところ、急性毒性の指標であるARfDの設定について審議中であるにもかかわらず、参加者のみならず研修の企画者が十分認識していなかったのではないかという意見もございました。

7 ページ「(4) 確認訓練」については、事務局内の役割分担及びホームページ、Facebook等を通じた情報の提供はおおむね的確に実施されたと考えております。一方、反省会やアンケートによりますと、関係府省庁における役割分担の明確化が必要である、あるいは問合せ担当者まで情報が行き届いていないことがあった、当初からハザードの担当者も打合せに加わるべきであったなどの意見もございました。

「2 重点課題ごとの検証」のうち、8 ページの(1)の組織能力の評価については、委員会における担当の役割が整理された、ホームページの掲載方法等に関する理解が深まった、リスク評価機関に求められる体制を強化する必要がある、政府全体における初動対応の流れや現時点における技術・知識の水準を確認することができ、引き続き、訓練を実

施することが望ましい旨が掲げられてございます。

9 ページ「(2) のマニュアル等の実効性」については、意思決定等の効率化が図られ、情報を共有するための体制の整備に役立った一方、リスク評価機関として食品安全委員会が発信すべき情報、役割分担について検討等を更に行うべき旨が掲げられてございます。

10 ページ「Ⅲ まとめ」のうち、1 においては、緊急時対応訓練について体制を一層強化するため、平成29年度訓練結果において明らかになった課題、特にリスク評価機関としての役割に即した情報発信力の強化に留意しつつ、今後とも実務訓練と確認訓練の双方を体系的に実施する必要があるなどとしています。

2 においては、講師からの助言内容、検証内容等から得た改善点について整理しておき、マニュアル等の実効性を向上させていく必要があるなどとされています。

3 においては、(1) に掲げられているとおり、引き続き、関係省庁と合同で訓練を行う必要がある旨、また、(2) に掲げられているとおり、リスク評価機関に求められる体制を更に強化する必要がある旨、さらに、(3) に掲げられているとおり、情報発信における発信内容を確認するためのルールや役割分担を検討し、マニュアルに反映させる必要がある旨が掲げられてございます。

資料3-2が、これを踏まえました「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」でございます。来年度は、先ほどの御報告も踏まえ、「1 基本方針」の最後において、関係府省間における食品安全委員会としての役割分担を踏まえることに特に言及してございます。

また「2 重点課題」については、引き続き、組織力の強化及びマニュアル等の実効性の向上を掲げてございます。

「3 本訓練計画の実施スケジュール」については、引き続き、11月まで実務研修を実施するとともに、当該研修を踏まえて12月に確認訓練を実施することとしております。

御説明は、以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、一つは訓練結果の報告書案、それからもう一つ、平成30年度の訓練計画案、これについての説明あるいは資料3-1、3-2に関する質問等々がございましたら、いかがでしょうか。

どうぞ。

○長田専門委員 すみません。素人の質問で恐縮ですが、結果のところ、そして計画両方に出ているリスク評価機関としての役割に即した情報発信とか、府省間における食品安全委員会としての役割分担というのは、具体的に言いますと何が不足していて、今回何を強化しようとしていらっしゃるのか、具体的に教えていただけるとありがたいのですが。

○松原総務課長 反省会等における意見におきましては、当座の事件の概要等については、リスク評価機関であることをもって貢献できることは特になく、むしろ私どもは、健康に対する悪影響がどういったものかということについて、更に情報提供を行うことが大切ではないかとの指摘があったところです。

○川西座長 よろしいですか。

○長田専門委員 わかりました。

○川西座長 ほかに何か質問あるいはコメントはございますか。特にはよろしいですか。どうぞ。

○高岡専門委員 1つよろしいですか。おもしろいなと思ったのが、4ページにありますレゴブロックを組み立てて、組立て方を説明して、多分ほかの人が同じようにできるかどうかということなのかなと思ったのですが、これを実際にやってみた感じというか、気付きとか、そういったものがもし何かありましたら、お教えいただきたいと思います。

○小平事務局次長 参加した一員として発言させていただくと、最初に自分の思うように組み立ててください。その次に、どのように組み立てたか文章を書いてください。ところが、我々はそれぞれ前提がいろいろ自分の中にありますので、どちらの方向が前なのかとか、右なのかとか、どこにどういうものを置くのかというのをいざ文章にしてみるとなかなか難しい。そういう意味では、それぞれの方が前提を持っていろいろ情報を受け取っているということを自分たちで感じながら、どういう方々に情報をうまく伝えるということ、どこをポイントにやればいいのかというようなことを、多分皆さんがそういう過程の中で気付いたというようなワークだったと思います。

○高岡専門委員 実際にどのくらいお時間をかけてやるのですか。非常に興味がある。

○堀口委員 食品分野に限った話ではないのですが、すごく単純なものだったらわかりやすく簡単に伝えられるかといったら、決してそうではないですねという、気付いてもらうために使っているのがレゴブロックです。実際はトレーニングにどの程度の時間がかかるかという、ルールを説明して、組み立ててもらって、記載して、お互いに見せ合いながらどうだったか。できれば振返りの時間が長い方が研修というのは効果的なのですが、最短でも20分程度でできるようになっています。

それは心理学の先生方や、あと、研修を組み立てる、社内研修とかがありますね。研修を研究されている先生方がおられまして、そういう先生方と一緒に研究をやってきた成果

物の中の一つでございまして、いろいろな自治体の職員を対象に研修するときに使ったりもしているのですが、今回初めて食品安全委員会の職員を対象にして実施させていただいたところでございます。

○高岡専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますか。

特にないようですので、この報告書案、それから計画案については、もう事務局案どおりで了解ということにしたいと思いますが、よろしいですね。

では、本件につきましても、食品安全委員会に対する報告の体裁等については御一任いただければと思います。

さて、(1)(2)(3)と議題が今のところ終わりました、あとは「その他」の「自ら評価」案件の募集等を少し工夫するなり何なりした方がいいのではないかとということが前回の委員会のときに出ました。

まず一つは、この見直しについて、資料4として事務局から資料を用意していただいておりますので、これを説明していただくとともに、もう一つ、鬼武専門委員から提案意見をいただいておりますので、その後、また鬼武委員から説明をしていただくという形で、その他の1つ目の「自ら評価」案件の募集等の見直しについて議論させていただければと思います。

まず、事務局から資料4の関係を御説明いただければと思います。

○松原総務課長 先ほど座長からお話ございましたとおり、近年、いわゆる「自ら評価」案件の応募について、その数ですとか内容について、やや乏しいものがあるという御指摘もございましたので、応募を増やしていただくことができないかという観点から、幾つかの見直しをすることが考えられるのではないかとこの点から、ここにお示ししたものでございます。

食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価の案件の選定については、例年、6月くらいの「企画等専門調査会」において案件選定の進め方について御了承いただいた後に、7月くらいからホームページを通じた外部募集、各専門調査会専門委員への要請等を行って、提案のあった案件を事務局で整理いたしまして、御案内のとおり、11月くらいの「企画等専門調査会」で1回目の調査審議を行っていただいているところでございます。

2にございますように、提案件数は一部年を除いて1年当たり10件から30件程度で推移してございますけれども、この増加を図るために、現行のホームページによる外部募集、各専門委員への要請等既存の取組に加えて、例えば次のような取組を実施してはどうかと考えております。

現行においても、専門委員については既に要請を行っているところでございますが、会

合ごとにお呼びする専門参考人の方については特に要請を行っておりません。専門参考人の方に対しても、専門委員の方に対するのと同様に要請を行うことも考えられようかと思えます。

また、関連する学会を通じた要請を行うことも考えられるか、と思えます。

さらに、地方公共団体において、食品の安全を担当されている職員について要請を行うことも考えられるかと思えます。

加えて、過去の候補案件のうち、その当時におきましては、狭義の「自ら評価」案件とはならなかったものについて、改めて検討を行うことも考えられるかと思っております。

今ここに掲げたものは、前回の御議論を踏まえまして、こういったものだったらば事務局においてできなくもないのかなというものです。ほかに、本日の鬼武専門委員からの資料を拝見すると、例えば研究・調査事業のフォローを行うことも考えられるかもしれないと個人的には感じているところであり、本日の御議論を参考に、更に考えていきたいと思っております。

事務局からは、取りあえず以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

引き続き、鬼武専門委員からの御提案に関して、御説明いただければありがたいと思えます。

○鬼武専門委員 では、少しお時間をいただいて、前回の11月の「企画等専門調査会」で引き続き議論ということで、そのときにも多少意見を申し上げたのですけれども、もう一度論点整理をしてみまして、私としては3つぐらいあるのではないかと考えております。

私のペーパーを見ていただきますと、まず、これまで実施してきたいわゆる「自ら評価」案件の手続について振返りをするということが1つ。

それから、海外、特にヨーロッパではリスク評価（健康影響評価）に関するコンセプトを抽出して、食品安全リスク評価の優先順位を設定するという取組を、そういうペーパーがありますので、日本もこの方式をできれば1年ぐらいかけて検討すればいいのかなという風に2つ目があります。

3番目としては、食品安全基本法の中で、食品安全委員会が「自ら評価」ということで、こういう仕組みができていますけれども、言葉自体も「自ら評価」というのは、誰が「自ら」かとか、ほかの案件といいますか、調査事業とかも、食品安全委員会が自ら選定するのであるから、そういう面では「自ら評価」というのがあまり言葉として私は適切ではないと思うので、この機会に見直しをするという、論点は3つあると組み立てをしてみました。

簡単に中身を、1つ目のこれまでの「自ら評価」案件の手続レビューということで、実際に平成27年から29年までで、これは前回もちよっとお話をしましたが、まず、数の推移

からすると、平成23年は186件、それから38件、12件、9件、18件、13件、3件という風に徐々に絞られてきています。

その次のページを見ていただきますと、27年から29年の4カ年にかけては、例えば平成26年を見ますと安全モニターから12件、委員会に対する文書、外部募集、専門委員からの意見ということで24件、だんだん数が減ってきているというのが、これは事実だろうと見えています。

これから考察されることは、1つは、食の安全ダイヤル、モニターというのは、当初は結構案件として上がっていたのでしょうけれども、もう数がほとんどないので、要請の方法、アナウンスは問題なかったかとか、それから、外部募集を毎年1～2件レベル改善して募集の数を増やせないかとか、専門委員の聞き方についても、グループなり、更に検討はというようなことも書いています。それは食品安全委員会の中でのいろいろな専門調査会からの意見抽出もありますし、過去に外れた案件、それから学会等、特に国際機関等のWHOとかJECFAとかJMPCRでの今の緊急課題は何かとか、その次のページで、海外のいろいろな食品安全委員会が提携を結んでいるところからの情報というようなこともあるかと思ったのですけれども、最後の部分、3つのリスク管理機関ということで、厚生労働省、農林水産省、消費者庁の優先課題に関するリスク評価に関する案件はないかということで、先ほどの課題でも厚生労働省が「食品衛生規制の見直しに関する骨子案」ということで、添加物の再評価とか科学的な知見のサポート、農水省では農薬取締法で作業者の健康影響を検討するというのを聞いていますし、消費者庁で事業者が中心にやっているのですけれども、機能性表示の因果関係の科学的評価ということも一応考えてはみたのです。しかし、いや待てよと。またこれをやっても、いずれ「自ら評価」、これまでの案件というふうに、また募集が少し増えてきても、やはりこれも同じように繰り返されて、数が絞られてきて、最終的には何も案件として上がってこないということ(今回と同様のケース)が、私は想定されるような気がしました。これは私の意見ですので、他の委員からの振返りが必要でしょう。

次に、2つ目の論点として、リスク評価に関するコンセプトを抽出して、食品安全リスク評価の優先順位を設定するというので、これは現行の中でも多分、外部の調査研究とかいうことで個々には優先順位とか企画案の中に掲げられてはいるのですが、そこをもう一度緻密に精査すべきではないかと考えました。

食品安全委員会は2003年ですから、EFSAと同じ時期に発足をしていますし、そういう中で、私、「企画等専門調査会」の一人の委員として見ると、これは書き過ぎかもしれませんが、食品安全委員会が戦略化して、食品安全委員会の役割を俯瞰できるようなコンセプト資料をつくった方が、この際、15年ぐらい経つものですから、いいのではないかと考えてみました。

実際にEUのリスクアセスメントのアジェンダ・コンセプトペーパーということで、EUはデルファイ法を使って、別紙を見ていただけますでしょうか。これを見たら一番わかりや

すいのですけれども、これはEUと各加盟国のリスク評価機関が関係ありますので、EFSAが食品安全リスク評価の優先順位ということで、全般的な領域、化学的領域、微生物学的領域、環境学的領域、栄養学的領域ということで、EFSAはこういうものを2016年のコンセプトペーパーで、これ自体は2015年12月にデルファイ法でEFSAがやるということで、28の項目として取り上げています。

例えば一般ドメインのところで見ただくと、新しい食品リスクの特定に関する方法とシステムということで、新しい食品媒介感染症について全体をウォッチして、その中でEFSAとしては優先的にやるということと、リスクベネフィットに関する評価基準の発展ということ。

化学的領域で言いますと、化学的汚染物質のリスク評価にかかわる手法の調和とか、例えば残留農薬でありますとか多環芳香族炭化水素などは累積的暴露評価、それから乳幼児用の食品についての評価でありますとか、新興の汚染物質。

微生物学的領域で言いますと、食品、環境及びヒト患者に由来する微生物のモニタリング及び性状解析のためのシステムでありますとか、世界的にもWHOが問題視しています抗菌剤、抗生物質の耐性問題でありますとか、食品病原微生物全般について、ウイルスからのいろいろな汚染問題について、野菜とか果物から由来するA型肝炎ウイルスとかです。

環境学的ドメインも、新規に環境中の汚染物質のところ掲げられていまして、栄養学的な領域のところでは、農業規範なりがいろいろ変わって、それによってヒト健康への間接的効果とか、サプリメントのリスクベネフィット、免疫科学測定による食品中のアレルゲンを伴ったアレルゲン閾値ということで、デルファイ法で28まで絞ってきてこういう領域を、全般的な領域、化学的な領域、微生物学的な領域ということで優先順位をつくっています。こういうものが、日本の食品安全委員会も多分、今、全体として先ほどの年度計画の外部に調査委託するということにはそういうことが掲げられていますが、もう一度時間をとってそういうものを、例えば専門家集団に聞くのもいいでしょうし、こういうコンセプトペーパーみたいな取組を検討してはどうかというのが一番メインの私の言いたいところでございます。

3つ目のところでは、最初に申し上げました「自ら評価」という言葉について議論するということで、「自ら評価」というのは、ある意味ではリスクアナリシスの枠組みの中で、リスクアセスメントはマネジメントからの提起で開始することが重要という指摘があることや、そういう誤解を生むということがありますので、できれば、現在実施している食品健康影響評価技術研究課題、これは2年なり1年のテーマで外部に委託してリスク評価を、実際のための将来的な課題であったり、事務局で優先的な食品安全研究総合調査課題ということと、今、2で定義したコンセプトペーパーをつくって全体的な食品安全委員会の優先課題を化学的なり微生物学的なり栄養学的なり、そういう領域に分けて少し整理をして、それを「企画等専門調査会」の中で食品健康影響評価課題、総合調査課題から外れていて、「自ら」といいますか、その他の領域として必要な分野みたいなことを少し整理すると、

継続的に「企画等専門調査会」の中で議論できて、優先的課題の見直しもスムーズに行くのではないかというのが私の論点、3つでございます。

少しお時間をいただきましたけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○川西座長 ありがとうございます。

今日の「自ら評価」の議論の方向性なのですからけれども、今日は、こういう考え方もあるね、こういう考え方もあるねということをいろいろ出し合うということまででよろしいですか。何らかの方向性をつけるということではなくてよろしいですね。鬼武先生からの提案もいろいろなおもしろいところがあるけれど、ただ、この委員会の話かなと思うような部分もあるかと思しますので、そのあたり、「自ら評価」、これはずっとこの専門調査会のメインテーマの一つとしてやってきて、だんだん提案件数が減っている傾向にあるところ、「自ら評価」について小幅なアクティベートでとりあえず済みますのか、それとももうちょっと基本的な部分から検討した方がいいのかというあたり。今日はまだ結論は出さないという範囲の中で、30分ぐらい議論させていただければと思います。

今、事務局の資料関係、あるいは鬼武専門委員からの御提案に関してでも結構ですので、質問、コメントをどうぞ。

○堀口委員 資料1-1を見ていただけますでしょうか。フローが書いてあると思うのですがけれども、私、委員になる前に専門調査会の専門委員を務めさせていただきました。そのときに数で言うと大分たくさん上がっていたのを覚えているのですが、実際には既に評価が終わっているものであったり、どう扱うのかわからないものがたくさん含まれていたというのが現状だったと記憶しています。

その議論の中で、このフロー案の左、2月のところに絞込みということで、「自ら評価」案件として決定する、ファクトシート作成案件候補として決定するという4分類が出てきていて、この4分類が整理されたのが3年、4年前だと認識しています。なので、この整理ができてから、公募をかけるときの、こちらからこういうことで公募をかけますというメッセージも文言を割と丁寧にわかりやすくかえたという事実があると思います。それによって、評価という視点からいくと、例えば情報提供が大事だとかいう案件が大分減っていて、実際に評価をしなければいけない案件が何かと考えたときに、それぞれ自分が専門ではないところについては全くわからないし、数としては少し減ってきたのかなという印象を持っています。なので、ここで選ぶ対象のものが注意喚起をしたり、情報提供したりするものが含まれるとすれば、いろいろなものがたくさん出てくると思いますし、本当に評価をしていかなければいけないようなものであれば、例えば事務局が出した学会に聞くとか、割と専門家サイドに直接聞いていくようなことになるのかなと思います。

デルファイ法については、テーマは全然違いましたけれども、今回、リスコミの対象テーマを何にするかというところで、デルファイ法という方法論は事務局として試行するこ

とができましたので、その対象は、鬼武専門委員が提示してくださいましたけれども、EFSAのような、方法論は同じなので、テーマを評価の案件に変えるという考え方も一方で可能。調査法については事務局は体験しましたので、可能とは考えています。ただ、デルファイ法をするに当たっては、デルファイ法はもともと専門家対象調査という調査法ですので、多分、学会の方々であったり、各専門調査会の専門委員の方々などが対象になるのではないかと。調査をやってきた側としては、対象者がそうなるのかなという印象を受けております。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに何かこの関係のことで、資料についてでも結構ですし、こんな風を感じているのだけれどもとか、こういう問いかけをすればまだまだいろいろ取り上げてもらいたいような問題も出てくるのではないかということでも。

どうぞ。

○有田専門委員 質問なのですけれども、13年というような食品安全委員会の整理をしていく過程というような発言も鬼武さんからあったのですが、その中で、例えば新しい科学的知見が出てきて、それで再評価をしなければいけない物質、それから、「自ら評価」以外でもそういうことが出てきて、それを検討した経過などがわかれば教えていただきたいと思えます。

○川西座長 今、おっしゃったのは、かつてリスク評価をしたものを、また取り上げるということですか。

○有田専門委員 リスク評価をしたものも、それから、リスク評価はしたけれども、それほど問題ないとしたものでも、新しい科学的知見が出てきて、例えば新たな試験法ができて、何か再評価されたものがあるのでしょうか。

○川西座長 どうですか。どうぞ。

○吉田評価第一課長 再評価の定義というのはいろいろあろうかと思いますがけれども、例えば、汚染物質みたいなものにつきましては、かつて健康影響評価をやった後で、また追加でその調査を、安全衛生情報を中心に科学的知見を集めて、再度、食品健康影響評価をやるべしという形で「自ら評価」案件になったもの、あるいはこれからするべしみたいになっているものはあると承知しております。たしか鉛とかがそのようなケースに近かったのではないかと思いますけれども、そういう事例はあろうかと思えます。

○川西座長 水銀にしる何にしる、今日的にその後のいろいろな知見をプラスアルファして追加的に評価してみると、またリスク評価のグレードアップといたしますか、それはきっとあるのだろうと思いますけれども、テーマに応じてきちんと議論しないと難しいですね。

先生、どうぞ。

○佐藤委員長 明確に再評価した例は多分ないだろうと思うのですが、例えば、食品安全委員会ができたころにメチル水銀の評価をやっているわけです。その後、15年くらいでいろいろな出生コホートのデータがどんどん新しく出ていて、最初に評価したころは日本のデータはなかったのですが、日本のデータも出てきています。そういう出生コホートのデータが出てきたところで、私の個人的な意見としては、きっちりした再評価をすべきだろうとは思っています。それがやはり科学的にという部分をきっちり整理させることなのだろうとは思っています。

○川西座長 どうぞ。

○吉田委員 もし違っていたら事務局、御訂正ください。動物用医薬品につきましては、システムの新たな知見はないということで再評価をしたことがありますけれども、農薬につきましては、いわゆる国際整合性を持った再評価というのはしたことはございません。以上です。

○有田専門委員 農薬取締法を国際的な動きに合わせるという話も伺っています。水系に使用してはいけない有機リン系殺虫剤を水田で使用している可能性があります。もちろん効果は高いので少量で殺虫効果を高められる。しかし、お米の部分はもみ殻を剥ぐのでいいのですが、稲わらの部分を畜産の飼料として使った場合、それは牛なら牛の肉の脂の部分に残留することも考えられる。けれども、その評価は多分されていないのではないかなという事です。そこまでを評価して、もしかしたらかえって今、厳し過ぎるのはもっと緩めても畜産は安全ですよというような評価になるかもしれない。現在は、そのような最終的な食べ物までを評価した形にはなっていないくて、農薬の残留の作例数とか、そういうことだけになっています。つまり、人間が直接口にする農作物とは違った形で使われた農薬が最終的に人間の口に入った場合の評価も今後は行うのかお聞きしたいです。

○川西座長 どうぞ。

○吉田評価第一課長 先生の今の部分につきましては、ちょっと誤解のないようにですけ

れども、ある農薬を使って、それが稲わらとかを通じてという御指摘でございますが、そういったものも肥料・飼料として家畜に使われるときには、私どもの食品健康影響評価に基づきまして、その上で肥料・飼料の管理をするための基準をつくって、ちゃんと対応する形になってございますので、先生御懸念の点については一応管理はされていると理解しています。

○有田専門委員 飼料安全法は知っています。知っているのですが、逆に誤解があるのは、食品残渣を使ったものです。私は食品リサイクルの関係にも関わっていますが認証エコフィードは、FAMICで安全性を評価した飼料です。けれども、そういうものばかりが出回っているということではなくて、そういう安全性評価がされていない、自宅で作った配合飼料もエコフィードと言っているところもありますので、考えられる使用方法など、そういう最終的な評価をした結果の農薬取締法であってほしいと思っています。

○川西座長 どうぞ。

○横田専門参考人 今おっしゃっていた話についてですが、昔からいいますと、家畜に対しては全く要求案件がなかったわけではないです。御存じかと思えますけれども、昔は乳汁移行性があったのは事実です。それでも国際的に見たらどうかということもあって、4～5年前に家畜に対する要件化が通知の中でも要求されまして、実際には去年の5月から、そのデータは飼料作物に適用がある場合には必須ということで、各メーカーも順次、準備して出しているところです。

このあたりにつきましては、先ほどからおっしゃっていただいているとおり、今後先々、あるいはメーカーも適用拡大等々でそういったデータを準備できていれば、当然ながら食品安全委員会の中の評価指標として出てきておりますので、家畜における暴露評価もしていただいた上で、基準値がどうなのかということまで評価を受けていると理解しています。

○川西座長 このあたり、特定な問題を取り上げる場としては、ここの「企画等専門調査会」が適当とも思えない部分もあるので、「自ら評価」の課題をどうやってこれから発掘するのか、それともやめるというのも選択肢として一つあるのかもしれませんが、もう少しポジティブに考えて、こういう形で発掘していこうよと。ちょっとあまり特定なところでいくと。

○有田専門委員 私は、鬼武さんから出された食品安全リスク評価の優先順位という考え方は非常にいいと思っているのですが、先ほど、既にそういう考え方で行われている的な回答がありました。けれども、このような形で見えていないのではないかとことです。ちょっと個別になってしまっていて申し訳なかったです。

○川西座長　こういうことは検討してできることでもあって、「自ら評価」の材料探しということでも、これだけ別段やるということではなくてもいいのだろうと私は思っているので、まだ少しフリーに、公募をして件数は減っているけれども、こういうやり方もあるのではないのかというのも今、議論として。

事務局は、どちらかというところそういう方向で出してくださっています。事務局で、それぞれ専門参考人への要請とか書いてあるけれども、これは何らか勝算ありなのですか。

○松原総務課長　論理的に考えられるという程度で、どの程度応募が増加するかについては、特段推定しているわけではありません。

○川西座長　多分、鬼武専門委員がおっしゃっているようなことは、これと並行してやっていくこともできる。私が個人的に思うのは、鬼武専門委員が提案されていることを実践するときの場として、ここの「企画等専門調査会」がいいのかどうかというのは、また少し別問題というような気もするのです。

どうぞ。

○大澤専門委員　事務局と鬼武専門委員から説明があった中で、鬼武専門委員からは、3つあり、1、2、3のうち2と3は連動しているという気がします。また、1については、事務局からあった資料4の2についてと同じような方向性で、今の延長線上で件数をどう増やしていくのかという手法を考えたというところだと思います。鬼武専門委員の2と3は、そもそものリスク評価のコンセプトについて見直しをしましょうかという話ですから、話としては手法と今後の体制についての検討の様な話になっていると思います。論点が違ってしまふのかもしれませんが、2、3については、食品安全委員会の体制であったり、組織とかまで話が展開するようなことも出てくるという気がしました。

お互いの1と2のところについては、今の状態に少し付加すれば件数も増えるのではないかという方向ですから、件数を増やすのが目的なのか、そもそも論のリスク評価のコンセプトとしてのやり方をどうするかという御提案だったと思います。

鬼武専門委員の案については事務局ではどのように考えられているのかコメントがなかったもので、それをお聞きしたいと思います。

○川西座長　整理していただいて、ありがとうございます。

いかがですか。昨日の今日みたいな話なので、多分、事務局の統一見解というのは、事務局長が休まれているし、なかなか難しいとは思いますがけれども、今のところのコメントで結構ですので。

○松原総務課長 事務局総務課です。個人的な感想になってしまうかもしれませんが、2の優先順位については、確かに優先順位を定めることは大切で委員会全体の活動がどうあるべきかということを検討するに当たっては有用だと思っ一方で、これがこれまで行っている「自ら評価」の課題と同程度の特定を行う上で十分なのかという点については、よくわからない部分があるなと思っています。

3の「自ら評価」という言葉について見直すことについて、非常に事務的に言いますと、法令上は自ら評価を行うということが委員会の所掌事務に掲げられているので、「自ら評価」を行うことをいたしませんということは法令上できないと考えます。むしろ、誤解を招くことがないよう、適切な情報の提供を行うという話なのかなと承っておりました。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

多分、3はちょっと別の事情があるかもしれませんが、2、3というのは、食品安全委員会のこれからのことの基本的な部分ともリンクしているから、そういう意見が出たのをどう事務局的に考えられるかというのを次回まで宿題的に。あまり言うと大変かもしれませんが、その部分は次までに少し、事務局の考え方としてこういうやり方がある、いやこれはちょっと無理だと。

「自ら評価」の今の事務局のお話は、私も国立の研究機関にいと、法令がだめと言うともう全てがだめという感じになることがしばしばあって、それを何とか知恵で打ち破るということをやらねばならないことが今まで数々あるので、この話はなかなか大変だなと思いますけれども、実質的にいろいろ変えていくのは、いろいろな知恵でやっていけるのではないかと思うところです。

もう一つは、今、「自ら評価」としているのを、今の形の「自ら評価」は、来年はもう、もはやいろいろな工夫をしても限界だよねという話なのか、そうではなくて、事務局が提案していただいているような募集の仕方、ここに書かれているような工夫で何とか、次もとにかくやってみて、今年のようにとる課題がなくなってしまうということではなくなるようなことを、とにかく次の年度でやるかどうか、次回ぐらいには方向性を決めた方がいいわけですね。そうでもないのですか。

○松原総務課長 募集の方法等当座取り入れられるものは次回くらいまでにお決めいただき、それ以外の事項については、少しお時間をかけていただいて議論いただくのかなと思います。

○川西座長 はい。

○有田専門委員 先ほど佐藤先生からコホート調査のことが出されたと思うのです。それ

は多分、環境省の子供の化学物質の関係のコホート調査にも関係していると思うのですが、そういうところはここでは結果というのですかね。15年経ってはいないと思うのですが、そういうことを何か取り入れて評価するということはされないのですか。

○川西座長 どうですか。

○吉田評価第一課長 ちょっと正しく理解していないかもしれませんが、例えば「自ら評価」をすとなった場合には、そこで私どもでいろいろ調査、どういう科学的知見があるのかというのを調べることはございます。その際に当然、環境省関連の情報も対象になると思います。

○有田専門委員 既に他省で行われている子供の健康影響というか、科学的な影響をコホート調査でずっと追っていて、ある程度、結論まではいっていないと思うのですが、出た場合に、それを一つこの評価に取り入れて、評価案件にしてみましようということはないのでしょうかという質問です。

○吉田評価第一課長 そういったことは実際にあると思いますし、「自ら評価」の案件でやる場合であっても、専門委員の先生とかの情報に基づいたりしますので、例えば他省庁で出てきた結果で何らかの問題があった場合には、そういう先生方を通じ、あるいはそのほかの意見などが出てくれば、対象に入ってくる。まず、選定の過程はそういう形に入ってくると思いますし、繰返しになりますが、「自ら評価」になった場合にそれを実際に評価する過程におきましては、他省庁でやった調査であったとしても、関係あるものについては当然、評価に際しては取り込んでいくという形かと思います。

○有田専門委員 ありがとうございます。

佐藤先生がその当初をよく御存じで先ほど御意見をおっしゃっていたので、そういうことはここでは取り上げていないのだなと思ったので、再確認をさせていただきました。何の回答もなかったもので、すみません。

○佐藤委員長 今の有田専門委員の御質問はエコチル調査の話だと思うのですがけれども、今のところ使えそうなものは、血中濃度がいろいろ出てきているので、ばく露の評価には使えるところがあると思います。それ以外の例えば発達のアウトカムや何かはまだ解析されていないので、すぐには使えないだろうと思います、私の個人的な考えですけれども、政府のお金でやっているものだから、そういうのは我々も政府の機関ですからどんどん使ってというか、要求して出してもらうものだろうと思っています。

○川西座長　どうぞ。

○戸部専門委員　一消費者として、専門調査会の先生方の専門性というところにとっても期待しています。そんな中で、鬼武専門委員の御提案の2ページ目の「1-2. 考察」(ウ)の丸ポツの2つ目、それぞれの物質あるいはハザードごとの専門調査会の今までの検討の中で、今、Aという物質を評価しています。だけれども、周辺の構造が似たもの、あるいは類似、あるいは同じような使い方をされる物質について評価が必要というようなことがこれまで事例としてあるのであれば、そのようなものも対象にするということがあってもいいのかなと思いました。

○川西座長　では、ちょっと今日は座長の不手際でだらしない議論になってしまいましたけれども、時間もそこそこになってきましたので、次のときに。「自ら評価」そのものは来年度に向けて、どこまでの範囲をやるか、それから、鬼武専門委員からかなり食品安全委員会の基本的な方向みたいなことに影響するようなものも出ましたので、それは事務局から、こういうものを扱うのだったらどのように扱えるかということに関する回答もいただきつつ、その後、ここの専門調査会が担当している「自ら評価」案件に関して、来年度に向けてどの範囲でやっていくか、どういう考慮点をしていくか。

先ほどの1の部分は、各専門調査会に合わせて働きかけるということもあろうかと思えますけれども、そのあたり、次回、引き続き議論させていただければと思います。ありがとうございます。

あと、その他で御提案があると聞いておりますので。

○小西専門委員　その他の項目として、これから本専門調査会の中でお話しすることが良いのかどうかも私には明確ではないので、もし場違いでしたらその旨、御指摘や御指導いただければと思います。

今日お話ししたいのは、リスクコミュニケーションに関する検討のお願いでございます。案件は、食品に含まれるトランス脂肪酸の健康影響についてでございます。

御存じのように、米国食品医薬品庁（FDA）からは、2015年6月に通達がなされて、本年6月18日以降、部分水素添加油脂の使用が米国で流通する食品については規制を受けることになってございます。この部分水素添加油脂というのは、食品中のトランス脂肪酸の主要な供給源とされているものでございます。3年間の猶予期間をもって、本年6月18日から規制が実施されると状況でございます。トランス脂肪酸については、我が国においても多くの方が関心を持たれているところであって、健康影響評価についても何度か候補案件になっていますし、食品安全委員会からファクトシートも出されているところがございます。2015年6月にFDAが発表したときには、このファクトシートをベースにして、食品安全委員会からFacebookにて情報発信をなされたことが大変に大きな影響を持っていて、食品

の選択における消費者の方々の適切な判断や注意喚起を促していただき、また、食品事業者の冷静な対応を促していただいたと思っています。

今回、6月18日を境にどのような報道が日本でなされるかも予見できませんし、また、消費者の方々や食品事業者の方々がどのように反応されるか、受けとめられるかも予見できない状況でございますけれども、前回2015年6月と同様に、報道のされ方によってファクトシートに基づいて食品安全委員会からの情報発信の準備を進めていただくことをぜひお願いしたいところでございます。

いずれにしても、過熱した対応ではなくて、冷静に現状の日本の食生活を見ながら反応していく、対応していくという、落ちついた国としての対応を推進していただければ大変感謝するところでございます。

この調査委員会が本当にこういう話をしていいところかどうか私はわかりませんが、あくまでリスクコミュニケーションに関する検討のお願いという主旨で、今日、お話をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○川西座長 今の点について。

○堀口委員 貴重な情報をありがとうございます。6月18日という確定した日数がありますし、食品安全委員会から最初の情報を出すかどうかはわかりませんが、状況に従ってFacebookなどがありますので、こちらは情報提供に努めないといけないというところはなっていますので、対応をしないということはありませんし、情報提供に関してどのような対応をしていくのかというのは事務局の中でもいろいろと関係省庁とも連絡はとられておりますので、その中で対応していくのではないかと個人的に思っています。

貴重な情報をどうもありがとうございました。

○小西専門委員 先生のおっしゃるとおり、その御対応をよろしくお願いいたします。もとよりこの規制自体は、日本の国内法として何も設定されていませんし、まして今回、規制の対象となる部分水素添加油脂の定義自体も日本にはない状態でございます。国内の規制とは全く無関係ではございますけれども、やはり影響を受けないわけではない。その可能性があるということをご理解いただき、御検討をぜひよろしくお願いいたします。

○有田専門委員 トランス脂肪酸のことですが、消費者団体の取組としては、トランス脂肪酸を毒のような取扱いで情報発信はしておりません。最近の女子大生などが1日に食べる菓子パンの量などを調べますと、やはり国際的な1日の基準値を超えていて、それを毎日食べると、余り良くないというようなことは情報発信をしています。

ですから、騒ぎ立てるといっても、新しい知見というのですか。そういうことも発信しながら動いています。一度評価しているからそれで終わりとはいうことでは無く、国際

的な動きも見て、見直しをしてもいいのではないですかということが先ほどの再評価というところにもつながります。

以上です。

○川西座長 山添先生、どうぞ。

○山添委員 私に関係しますので一言だけ申し上げますと、日本での現状のトランス脂肪酸の摂取というものは、トータルな飽和脂肪酸の摂取と併せて考えていかないと、結局、優先的に使いやすい脂肪酸は不飽和脂肪酸で、その次に飽和脂肪酸で、その次にトランス脂肪酸です。トランス脂肪酸が代謝されないのかというと、代謝される順位が遅くて、実際は代謝をされます。ですから、トータルな飽和脂肪酸の摂取の量を減らしていくというのがこれから日本に必要なので、その辺のところを書いたつもりなのですが、その辺のところももう一度皆さんに御理解いただいて、現状の指標では全体の脂肪摂取を考えながら栄養をとっていかうというふうにしていくことを普及していただければと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 関連でございますけれども、私どもで食品安全関係情報ということで、海外の機関あるいは海外の学会の発表等を収集しまして、2週間に1度、ホームページに掲載しております。本件につきましては関心を持っておりまして、昨年のカナダの部分水素添加油脂の関係の方針についてはホームページに載せております。現在、FDAも含めましてアメリカの動きを注視するという観点から情報収集を指示しておりますので、情報を得られ次第、またこういう形で載せていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○川西座長 そういうことでよろしいですか。ありがとうございます。

どうぞ。

○鬼武専門委員 その他のところでいいですか。

○川西座長 別件ですね。どうぞ。

○鬼武専門委員 先ほどの関連として、2003年に食品安全委員会ができて、今年で15周年

ということで、何か全体として食品安全委員会の取組をアピールするとか、イベントとか、そういうことを事務局はお考えでしょうか。10周年のときは確かそういう活動をされていたと思いますが、私は、先ほどのどなたかの委員が、食品安全委員会が情報のプレゼンスを高めるのはこういうイベントではないですけれども、何年かおきなりにそういうところでいろいろ15年史ではないですけれども、そういうまとめができると思ってはいたのです。先ほど報告はなかったのですが、何かお考えはありますか。もしくは、我々が言えばそういうことを予算的にやっていただけるのでしょうか。最後の最後で申しわけないですが、質問です。もしよろしければ。

○川西座長 急に言われてもなかなか難しいと思いますけれども、いかがですか。

○松原総務課長 何かできないかなとは思っているのですが、こちらで申し上げるような段階にはございません。

○川西座長 ひょっとしたら何かありそうだという答えでしたね。考えていないわけではないということです。

ほかに、その他で何かございますか。どうぞ。

○春名専門委員 資料1-4でございます。前回の11月のときに食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件の(10)リスク管理措置等で哺乳類までしか出ていなくて、私は家禽類について質問させてもらったら、今回は詳しく魚類までちゃんと資料を提供いただきまして、ありがとうございました。

ただ、私の知人が養殖業の残留、抗生物質とかいろいろな農薬について調べてみると、法的にも全然拘束されていない。家禽類までは食品衛生検査法でいろいろな検査をしてチェックしているのですけれども、チェック機構がない。これは天然と養殖と区別なしに書いているのですけれども、天然と養殖はどのように残留の、例えばネオマイシンとかペニシリン系、そこのところの法的な整備とかチェック機構はどうなっているか。そこら辺をお調べ願えればと思います。

○川西座長 これはちょっと個別の問題になりますけれども、今、何か。

○吉田評価第一課長 基本的には厚生労働省あるいは農林水産省の管理側の問題かと思えますので、今すぐに明確なお答えは用意できませんので、管理側にお問い合わせした上で、先生に個別にお答えさせていただければと思いますが、そんな形でよろしゅうございますでしょうか。

○春名専門委員 はい。ありがとうございます。

○川西座長 ありがとうございます。

その他でほかに何か、今、御指摘しておきたい、質問しておきたいことはございますか。
ないようでしたら、事務局から何か伝えるようなことはございますか。

○松原総務課長 次回でございますけれども、平成29年度食品安全委員会運営状況報告書等について御審議いただきます。大まかな日程については例年どおり6月くらいを考えてございますけれども、具体的な日程については後日御連絡申し上げます。

以上でございます。

○川西座長 「自ら評価」のことがちょっとあるので、ひょっとすると少し早目がいいということはないですか。

○松原総務課長 皆様方の御日程を確認いたしたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

では、以上で第23回「企画等専門調査会」を終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。